

●香川県告示第490号

平成25年香川県告示第379号（漁業法の規定による区画漁業及び定置漁業の免許の内容となる事項等の決定）の一部を次のように訂正する。

平成25年11月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の訂正前の欄に掲げる規定を同表の訂正後の欄に掲げる規定に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前								
<p>1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区 略 計画番号区第832号（ぶり類） (1) 略 (2) 漁業の種類、名称及び時期 第一種区画漁業</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）</td> <td>3月20日から<u>翌年1月31日まで</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)・(4) 略 略</p>	名 称	時 期	魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	3月20日から <u>翌年1月31日まで</u>	<p>1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区 略 計画番号区第832号（ぶり類） (1) 略 (2) 漁業の種類、名称及び時期 第一種区画漁業</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）</td> <td>3月20日から<u>10月31日まで</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)・(4) 略 略</p>	名 称	時 期	魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	3月20日から <u>10月31日まで</u>
名 称	時 期								
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	3月20日から <u>翌年1月31日まで</u>								
名 称	時 期								
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	3月20日から <u>10月31日まで</u>								